

いしかわ里山みらいファンド事業にかかる Q&A（8/3 時点）

里山里海地域資源維持・継承支援	
Q1 どのような団体が申請できますか。	A 任意の活動組織、NPO 法人、各種団体等が対象です。また、複数人で構成され、地域の代表者（区長、公民館長等）の推薦が必要です。
Q2 どのような取組が対象になりますか。	A 地域資源の維持・復旧だけでなく、地域資源を活用したコミュニティの維持・継承に取り組むことが必要です。どちらか一方だけの取組は対象外です。
Q3 具体例を教えてください。	A 植栽による景観形成とコミュニティガーデンの運営、海岸保全活動と貝殻等の海岸の資源を活用したワークショップ開催などが対象例です。
Q4 祭りの再開や伝統芸能の継承は対象ですか。	A 原則として本事業ではなく、いしかわ県民文化振興基金（地域の祭り再開支援事業、文化活動支援事業等）の活用をお願いします。
Q5 復興型で採択された事業も申請できますか。	A 可能です。復興型の取組内容を改善・発展させる内容であれば対象になりますが、事業実施期間は2年以内、助成限度額は100万円（50万円／年）となります。
里山里海地域資源の保全に向けた資金調達支援	
Q1 何を支援する事業ですか。	A 地域資源の保全・再生・魅力づくりのために実施するクラウドファンディングの利用手数料や広報経費等を支援します。
Q2 対象となるクラウドファンディングの方式はありますか。	A All in 方式、All or Nothing 方式のいずれも対象です。投資型クラウドファンディングは対象外です。
Q3 目標金額に届かなかった場合はどうなりますか。	A All or Nothing 方式の場合は助成期間中であれば再チャレンジも想定しています。事業計画書に未達時の対応を記載してください。

農泊施設の整備支援	
Q1 どのような施設が対象ですか。	A 宿泊施設（５室未満）付きレストラン、レストランと連携した宿泊施設（５室未満）、他の農泊施設と連携したレストランが対象です。レストランと連携していない宿泊施設整備、宿泊施設と連携していないレストラン整備、既存レストラン及び既存宿泊施設の整備は対象外です。 「レストラン」とは、多種多様な地域食材や伝統工芸品の器など地域資源にこだわり、地域に人を呼び込むレストランを指します。
Q2 古民家以外でも対象になりますか。	A 伝統的建築様式の建物を活用するものとします。震災等により地域にない場合は、景観に配慮した建物の新設も対象になります。
Q3 個人所有の空き家を借りて整備できますか。	A 可能です。ただし賃貸の場合は、処分制限期間又は１０年間以上のいずれか長い期間にわたり、賃貸借契約（土地含む）を結ぶことが必要です。 ※当事業において「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間をいいます。
Q4 補助を受けて改修した建物を期間途中で返却した場合はどうなりますか。	A 財産処分に該当し、補助金返還が必要となる場合があります。事前に協議会の承認が必要です。
Q5 金融機関融資は必要ですか。	A 助成条件として、金融機関から融資を受けていることを求めています。
Q6 料理人とは調理師免許が必要ですか。	A 必須ではないが、レストラン等でのシェフや料理長等の経験を有している者を対象要件としており、その者は既に調理師免許を取得していると想定しています。
Q7 なぜ５室未満なのですか。	A 地域と連携した小規模な農泊施設を対象とするためです。

Q8 国や県の他の補助事業との併用はできますか。	A 可能です。他制度での自己負担分及び補助対象外の自己負担部分について、本事業を活用することができます。ただし、補助金額が自己負担額を上回ることは認められません。
Q9 古民家とはどのような建物を想定していますか。	A 歴史的な建築様式を有する建物です。能登地域では黒瓦、白壁、下見板張りなどの伝統的な家屋が該当します。
Q10 レストランは毎日営業する必要がありますか	A 営業日数を一律に定めるものではありませんが、事業計画上、継続的な運営が見込まれる必要があります。なお、宿泊を促すという趣旨から必ず夕食時間帯の営業を行うものとしします。

トキ認証米販路開拓支援	
Q1 何を支援する事業ですか。	A トキ認証米の認知度向上、価値向上、販路開拓を支援する事業です。生産活動そのものは対象ではありません。
Q2 誰が申請できますか。	A 認証基準 5 割削減の取組を 5ha 以上実施している農業者、農業者団体等です。
Q3 5ha に満たない場合は対象外ですか。	A 複数の生産者が連携し、合計で 5ha 以上となる場合は対象となります。
Q4 3 割削減米（青トキ）も対象になりますか。	A 5 割削減の取組を 5ha 以上実施していることを要件としておりますが、販路開拓の取組については、3 割削減米も含める方向で整理しています。
Q5 EC サイト構築は対象ですか。	A 対象です。ただし既存商品の販売を含む EC サイト構築の場合は、商品数等で按分し、トキ認証米相当分を対象経費とします。

Q6 トキ米以外の商品も販売する場合はどうなりますか。	A 売上や販売量等で按分し、トキ認証米相当分を対象経費とします。
Q7 JA は申請できますか。	A 農業者団体として JA も対象に含める方向で整理しています。
Q8 交付決定までどの程度かかりますか。	A 随時募集であり、申請書類提出後おおむね 1 カ月程度を想定しています。

外部人材の確保・育成支援	
Q1 何を支援する事業ですか。	A 二地域居住等に関心を有する外部人材の掘り起こしから、受け入れ準備、共同活動の体験に至るまでの取組を支援する事業です。
Q2 地域おこし協力隊も対象になりますか。	A 対象となり得ます。ただし、市町との契約や活動経費との重複がないことが条件です。
Q3 農業法人は申請できますか。	A 農業法人単独では申請できません。集落や協議会等の構成員となり取り組む場合は対象となります。
Q4 受け入れる外部人材の居住地に制限はありますか。	A 申請される旧市町村区域に居住していない人材であれば、外部人材と見なすことが可能です。
Q5 外部人材の交通費助成について、北海道等の遠方地でも交通費は対象になりますか。	A 北海道等の遠方地でも交通費は助成対象となります。ただし、県外に居住する外部人材への交通費は 50 万円以内／人、県内に居住する外部人材への交通費は 10 万円以内／人に限ります。
Q6 電気柵張りは対象になりますか。	A 共同活動の一環として電気柵張りを行っている場合は、対象です。
Q7 鍋や調理器具なども対象になりますか。	A 共同活動や外部人材との交流に必要な備品であれば対象となります。ただし備品は、単価 10 万円（税込み）未満の消耗品に限ります。

Q8 外部人材は何日程度活動する必要がありますか。	A 年間 30 日以上集落に滞在し、共同活動を実施することが条件です。
Q9 外部人材の滞在日数の 30 日は連続である必要がありますか。	A 連続である必要はありません。年間の延べ滞在日数が 30 日以上となることを想定しています。
Q10 外部人材の滞在について、宿泊を伴う必要はありますか。	A 必ずしも宿泊を伴う必要はありません。
Q11 外部人材は同じ人物である必要はありますか。	A 同じ人物が年 30 日以上集落に滞在する必要があります。
Q12 話し合い事業（集落の合意形成への支援）を実施した集落も活用できますか。	A 可能です。ただし同時並行ではなく、話し合い事業終了後の申請を想定しています。
Q13 既に集会所改修等に着手していますが対象になりますか。	A 対象になりません。交付決定前に着手した経費は対象外です。
Q14 市町等の協力が得られていることとは具体的にどういうことですか。	A 集落の運営方法や催しの打合せ等をする場に市町職員の方がいるなど、問題が発生した際に市町に相談できる運営体制になっているかについて、事業計画書等から確認します。
Q15 地域おこし協力隊本人は申請できますか。	A 地域おこし協力隊として活動期間中の本人による申請はできません。ただし、任期終了後に新たな生業に取り組む場合は、他メニューの対象となる場合があります。
Q16 申請主体である協議会等の構成員に地域おこし協力隊を含むことは出来ますか。	A 旧市町村単位の住民が主体となって運営している協議会等をサポートするため、地域おこし協力隊が構成員になることは可能です。ただし、協議会の構成員である地域おこし協力隊は外部人材と見なすことは出来ません。
Q17 外部人材の受入れ施設として既存の空き家を活用できますか。	A 可能です。ただし、所有者との利用契約等により、助成事業期間中の利用が確保されていることが必要です。 また、助成事業終了後においても助成事業の継続に努める必要があることから、継続的

	な活用が見込まれる物件を選定してください。 なお、助成事業により整備した施設・設備は助成期間終了後、一定期間（５年程度）が経過する前に貸主へ帰属させることを前提とした事業は、本助成事業の趣旨に照らし認められない場合があります。
Q18 外部人材が事業期間中に地域に定住・就職した場合はどうなりますか。	A 本事業は集落等の受入れ環境整備を支援するものです。定住や就職を妨げるものではありません。
全事業共通	
Q1 交付決定前に着手した経費は対象になりますか。	A 対象になりません。交付決定後に発注・契約・着手した経費が対象です。
Q2 補助で取得した施設や設備は自由に処分できますか。	A できません。事業期間中に取得した補助財産、また５０万円（税込み）を超える取得財産について、処分制限期間中に売却や用途変更等を行う場合は、事前に協議会の承認が必要です。内容によっては補助金返還が必要となる場合があります。
Q3 申請前に相談した方が良いですか。	A 出来るだけ事前相談をお願いしています。事業計画や対象経費の確認等のため、管轄の農林総合事務所企画調整室へご相談ください。
Q4 税込み１０万円又は５０万円を超過しないよう部品のみ購入することは可能ですか。	A 部品のみの購入では、組み立て後の完成品の機能を十分に使えないと想定されるため、基本的には対象外です。
Q5 機械装置等費は、年度ごとに税込み５０万円未満まで購入することは可能ですか。	A いいえ。機械装置等費の税込み５０万円未満は、年度ごとの上限ではなく、助成期間全体を通じた累計額が税込み５０万円未満となる範囲で購入可能です。